**第B節　投資家と国との間の紛争解決**

**第9.17条　協議及び交渉**

1. 投資紛争の場合、申立人及び被申立人は、まず、斡旋、調停又は仲裁等の非拘束的な第三者手続きの利用を含めて、協議及び交渉を通じて、紛争を解決するように努めなければならない。

2. 申立人は、問題となっている一つ又は複数の措置に関する簡潔な記載に定めた協議のための要請書を被申立人に交付しなければならない。

3. 厳密には、協議及び交渉の開始は、裁判所の管轄の認定として解釈しないものとする。

**第9.18条　請求の仲裁への付託**

1. 投資紛争が、被申立人が第9.17.2条（協議及び交渉）に従って協議のための要請書を受領して6ヵ月以内に解決されなかった場合、

(a) 申立人は、自らのために、本節に基づき、次の請求を仲裁に付託することができる。

(ⅰ) 被申立人が、次の事柄に違反したこと。

　　　　(A) 第A節に基づく義務

　　　　(B) 投資承認[[1]](#footnote-1)、又は、

　　　　(C) 投資協定、及び、

(ⅱ)　　申立人が、当該違反を理由とする又は当該違反に起因する損失又は損害を被ったこと。

(b) 申立人は、申立人が直接的又は間接的に所有し又は支配している法人である被申立人の企業の代わりに、本節に基づいて、次の請求を仲裁に付託することができる。

(ⅰ) 被申立人が次の事柄に違反したこと。

(A) 第A節に基づく義務

　　　　(B) 投資承認、又は、

　　　　(C) 投資協定、及び、

(ⅱ)　　当該企業が、当該違反を理由とする又は当該違反に起因する損失又は損害を被ったこと。

但し、申立人は、請求内容及び請求された損害が、関連する投資に関する合意を信頼して設定・獲得され、又は設定・獲得するように努めた投資財産に直接関連する場合にのみ、第(a)(ⅰ)(c)項又は第(b)(ⅰ)(c)項について、投資協定違反に関する請求を付託することができるものとする。

2. 申立人が、第1(a)(ⅰ)(B)項、第1(a)(ⅰ)(C)項、第1(b)(ⅰ)(B)項又は第1(b)(ⅰ)(C)項に従い、請求を付託する場合、被申立人は、当該請求の事実的及び法的基礎に関連して反訴を提起し、申立人に対する相殺のための請求に依拠することができる。[[2]](#footnote-2)

3. 本節に基づきいずれかの請求を仲裁に付託する少なくとも90日前に、申立人は、請求を仲裁に付託するという申立の通知書を被申立人に交付しなければならない。当該通知は、次の事柄を特定するものとする。

(a) 申立人の氏名及び住所、並びに、請求が企業のために付託される場合は、当該企業の企業名、住所及び場所

(b) 各請求に関して、違反したと申し立てられた本協定の条項、投資承認又は投資協定及びその他の関連条項

(c) 各請求のための法的及び事実上の基礎、及び、

(d) 求める救済措置及び請求する損害額の概算

4. 申立人は、次の選択肢の一つに基づき、第1項にいう請求を付託することができる。

 (a) ICSID協定及びICSIDの*仲裁手続きに関する手続規則*。但し、被申立人及び申立人である締約国の双方ともICSID協定の当事者であるものとする。

 (b) ICSID追加制度規則。但し、被申立人及び申立人の締約国のいずれかがICSID協定の当事者であるものとする。

(c) UNCITRAL仲裁規則、又は、

(d) 申立人及び被申立人が合意した場合、他のいずれかの仲裁機関又は他のいずれかの仲裁規則

5. 請求は、申立人の仲裁の通知又は仲裁の申請が以下のような時に、本節に基づき、仲裁に付託されたものとみなす。

(a) ICSIDに述べられた申立人の仲裁の通知又は仲裁の申請が事務局長に受理された時。

(b) ICSID追加制度規則に述べられた申立人の仲裁の通知又は仲裁の申請が事務局長に受理された時。

(c) UNCITRL仲裁規則に述べられた申立人の仲裁の通知又は仲裁の申請が、当該規則に述べられている請求の声明とともに、被申立人に受領された時、又は、

(d) 第4(d)項に基づき選択されたいずれかの仲裁機関又は仲裁規則に述べられた申立人の仲裁の通知又は仲裁の申請が被申立人に受領された時。

当該仲裁の通知が提出された後最初に申立人が行う請求は、適用される仲裁諸規則に基づき、その受領日に本節に基づき、仲裁に付託されたものとみなす。

6. 第4項に基づき適用され、一つ又は複数の請求が本節に基づき、仲裁に付託された日に有効となる仲裁規則は、本協定により改定された範囲を除いて、仲裁に適用されるものとする。

7. 申立人は、仲裁の通知とともに、次のものを提供しなければならない。

(a) 申立人が選任した仲裁人の氏名、又は、

(b) 事務局長が仲裁人を選任することの申立人の書面による承諾

**第9.19条　各締約国の仲裁への同意**

1. 各当事国は、本協定に従い、本節に基づく請求の仲裁への付託を承諾する。

2. 第1項に基づく承諾及び本節に基づく請求の仲裁への付託は、次の要件を満たすものとみなす。

(a) ICSID協定の第Ⅱ章（中央の管轄）及び紛争に対する当事者の書面による承諾に関するICSID追加制度規則

(b) 「書面による合意」に関するニューヨーク協定の第Ⅱ条、及び、

(c) 「合意」に関する米州協定の第Ⅰ条。

**第9.20条　各締約国の同意に関する条件及び制限**

1. 第9.18.1条（請求の仲裁への付託）に基づいて申し立てられた違反及び申立人（第9.18.1(a)に基づきなされた請求）又は企業（第9.18.1(b)に基づきなされた請求）が損失又は損害を被ったことを、申立人が最初に知った、又は最初に知るはずであった日から3年6カ月を超えて経過した場合、いずれの請求も本節に基づき仲裁に付託されることは一切ない。

2. いずれの請求も、次の場合を除き、本節に基づき仲裁に付託されることはないものとする。

(a) 申立人が本協定に定める手続に従い、仲裁に対して書面で承諾した場合、及び、

(b) 　当該仲裁の通知が次のものを伴う場合。

(ⅰ) 第9.18.1(a)条（請求の仲裁への付託）に基づき、申立人の書面による放棄により仲裁に付託された請求、及び、

(ⅱ) 第9.18.1(b)条（請求の仲裁への付託）に基づき、申立人と企業の書面による放棄により仲裁に付託された請求。

当該放棄は、締約国の法律に基づく裁判所又は行政裁判所若しくは他の紛争解決手続、第9.18条（請求の仲裁への付託）に定める違反となると申し立てられた措置に関する手続を開始し又は継続する権利の放棄である。

3. 第2(b)項にもかかわらず、申立人（第9.18.1(a)条(請求の仲裁への付託)に基づきなされた請求）及び申立人又は企業（第9.18.1(b)条に基づきなされた請求）は、仮の差止救済手段を求めて、金銭賠償の支払を含まない訴訟を被申立人の裁判所又は行政裁判所に提起し又は継続することができる。但し、当該訴訟は、仲裁の係属中に申立人又は当該企業の権利及び利益を保護するためにのみ、提起されるものとする。

**第9.21条　仲裁人の選定**

1. 紛争当事者が別段の合意をしない限り、仲裁廷は3名の仲裁人からなり、各紛争当事者がそれぞれ1名の仲裁人を選任し、3人目は議長を務める仲裁人となるが、紛争当事者の合意により選任されるものとする。

2. 事務局長は、本節に基づき、仲裁に関する選任権限を務めるものとする。

3. 請求が本節に基づき仲裁に付託された日の75日後の期間内に、仲裁廷が構成されなかった場合、事務局長は、紛争当事者の要請に基づき任意に、まだ選任されていない一人又は複数の仲裁人を選任するものとする。紛争当事者の別段の合意がない限り、事務局長は、被申立人又は申立人の締約国の国民を、議長を務める仲裁人に選任してはならない。

4. ICSID協定の第39条及びICSID追加制度規則の附属書Cの第7条において、国籍以外の理由での仲裁人に対する異議に影響を及ぼすことなく、

(a) 被申立人は、ICSID協定又はICSID追加制度規則に基づいて設置された仲裁廷の個々のメンバーの各々の選任に同意する。

(b) 第9.18.1(a)条（請求の仲裁への付託）に定める申立人は、申立人が当該仲裁廷の個々のメンバーの各々の選任に書面で同意した場合にのみ、 本節に基づき請求を仲裁に付託し、又は、ICSID協定又はICSID追加制度規則に基づき、請求を継続することができる。

(c) 第9.18.1(b)条（請求の仲裁への付託）に定める申立人は、申立人及び当該企業が当該仲裁廷の個々のメンバーの各々の選任に書面で同意した場合にのみ、 本節に基づき請求を仲裁に付託し、又は、ICSID協定又はICSID追加制度規則に基づき、請求を継続することができる。

5. 第9.18.1(a)(ⅰ)(B)条（請求の仲裁への付託）、第9.18.1(b)(ⅰ)(B)条、第9.18.1(a)(ⅰ)(C)条又は第9.18.1(b)(ⅰ)(C)条に基づき、付託される請求の仲裁廷の仲裁人の選任において、各紛争当事者は、第9.24.2（準拠法）に基づく関連準拠法に関する専門家又は特定の候補者の関連する経験を考慮しなければならない。当事者が、議長を務める仲裁人の選任に関し合意しない場合、事務局長はまた、第9.24.2に基づく関連準拠法に関する専門家又は特定の候補者の関連する経験を考慮しなければならない。

6. 締約国は、本協定の発効に先立って、投資家と国家との間の紛争解決の脈絡に適合するために第28章（紛争解決）に基づく紛争解決手続のための行為規範の必要な改定等、本条に関して、当該投資家と国家との間の紛争の解決のための仲裁廷に仕えるために選定された仲裁人に対する当該行為規範の適用に関する手引書を提供しなければならない。締約国はまた、国際仲裁における利益相反に関連する他の関連規則又は指針の適用に関する手引書も提供しなければならない。仲裁人は、仲裁人の独立性及び公平性に関して適用される仲裁規則の他に、当該手引書に従わなければならない。

**第9.22条　仲裁の実施**

1. 紛争の当事者は、第9.18.4条（請求の仲裁への付託）に基づき適用される仲裁規則に基づき全ての仲裁の法的場所に関し合意することができる。紛争の当事者が合意に至らなかった場合、仲裁廷は、適用される仲裁規則に従い、当該場所を決定する。但し、当該場所は、ニューヨーク協定の当事者である国の領域内であるものとする。

2. 紛争外締約国は、当該仲裁廷に、本協定の解釈に関して口頭及び書面による提出を行うことができる。

3. 紛争当事者との協議後、仲裁廷は、紛争当事者の提出物及び主張を評価する際に仲裁廷に役立つような、当該紛争の範囲内の事実上又は法律上の問題に関する書面による、紛争当事者ではないが仲裁手続きにおいて重大な利害関係を有する者又は事業体からの法定助言人の提出物を受け入れ、考慮することができる。各提出物は、作成者を特定し、紛争当事者との直接的又は間接的な関連を開示しなければならず、また、当該提出物の準備の際に金銭その他の支援を現在又は将来提供する者、政府又はその他の事業体を特定しなければならない。各提出物は、当該仲裁の言語でなされ、仲裁廷が定める枚数制限及び期限に従わなければならない。仲裁廷は、紛争当事者に当該提出物に対する応答の機会を与えなければならない。仲裁廷は、当該提出物が仲裁手続きを妨害し又は不正に負担をかけ、若しくは紛争当事者のいずれかに不正に影響を及ぼすものでないことを保証しなければならない。

4. 仲裁廷の管轄に対する異議を含む紛争が当該仲裁廷の管轄外である旨の異議など、冒頭尋問として他の異議を検討するという仲裁廷の権限に影響を及ぼすことなく、仲裁廷は、法律問題として、付託された請求が申立人に有利な裁定が第9.28条（裁定）に基づきなされた請求ではない旨、又は、請求に明白に法的利点がない旨の被申立人による異議を予備尋問として検討し決定しなければならない。

(a) 本項に基づく異議は、仲裁廷が構成された後速やかに、かつ仲裁廷が被申立人に申述書を提出するように指定した日付までに、又は、仲裁の通知の変更の場合は、仲裁廷が被申立人に当該変更に対する回答書を提出するように指定した日までに、仲裁に付託されるものとする。

(b) 本項に基づく異議の受領時に、仲裁廷は法律上の利点に関する手続を停止し、他の予備尋問を考慮するために設定した予定に合致する、当該異議を考慮するための予定を設定し、当該異議に関する決定書又は裁定を発行し、その理由を述べなければならない。

(c) 付託された請求が申立人に有利な裁定が第9.28条（裁定）に基づきなされる請求でないという本項に基づく異議を決定する際に、仲裁廷は、仲裁通知（又はその修正）及びUNCITRAL仲裁規則に基づき提起された紛争においては、UNCITRAL仲裁規則の関連条項に言及された請求の文書における申立人の事実の主張が真実であることを前提としなければならない。仲裁廷は、また、紛争外の関連事実を考慮することもできる。

(d) 被申立人は、被申立人が本項に基づき異議を申し立てたか否か、又は第5項に定める迅速な手続きを利用したかしないか否かというだけで、管轄、又は法的利点に関する主張に対する異議等、権能に関する如何なる異議も放棄しない。

5. 被申立人が、当該仲裁廷が構成されてから45日後以内に当該要請を行った場合、仲裁廷は、第4項に基づく異議、又は、当該紛争が仲裁廷の管轄外であるという異議等、当該紛争が仲裁廷の権能外であるという異議を迅速に決定しなければならない。仲裁廷は、当該要請日から150日後までに、法的利点に関する手続を停止させ、当該異議に関して決定書又は裁定書を発行し、その理由を述べなければならない。但し、紛争当事者が審問を要請した場合、仲裁廷は、当該決定書又は裁定書を発行するために更に30日を要することができる。審問が要請されたか否かに拘わらず、仲裁廷は、特別な理由を示して、30日を超えない追加の期間だけ決定書又は裁定書の発行を遅らせることができる。

6. 仲裁廷が第4項又は第5項に基づく被申立人の異議を決定する場合、仲裁廷は、真実が証明された場合、有利な紛争当事者に対して、当該異議を出し又は反論した際に負担した合理的費用及び弁護士料を裁定することができる。当該裁定が真実を証明しているか否かを決定する際に、仲裁廷は、申立人の請求又は被申立人の異議のいずれが法律上の価値がないかを考慮し、紛争当事者に意見を述べる合理的機会を提供しなければならない。

7. 厳密には、締約国の投資家が、締約国が第9.6条（待遇に関する最低基準）を違反したという請求等、本節に基づく請求を付託した場合、当該投資家は、国際仲裁に適用される国際法の一般原則に従い、請求のすべての要素の立証責任を負担する。

8. 被申立人は、申立人が、保険契約又は保証契約のために、申し立てた損害賠償の全部又は一部の免責又は他の補償を現在又は将来受領するということを、抗弁、反訴、相殺権として、又はその他の理由で主張することはできない。

9. 仲裁廷は、紛争当事者の所有又は支配下にある証拠を保全し、又は、仲裁廷の管轄を守るための命令等、紛争当事者の権利を保護し又は仲裁廷の管轄が十分有効となることを確保するために、仮の保護措置の命令をすることができる。仲裁廷は、差押を命じ、第9.18条（請求の仲裁への付託）にある違反を構成したと主張された措置の適用を強要することができない。本節に関しては、命令には、勧告も含まれる。

10. 本節に基づいて行われる如何なる仲裁においても、紛争当事者の要請で、仲裁廷は、法的責任に関する決定又は裁定を発する前に、決定案又は裁定案を紛争当事者に送付しなければならない。仲裁廷が決定案又は裁定案を紛争当事者に送付してから60日後以内に、紛争当事者は、決定案又は裁定案のいずれかの点に関して、書面による意見を仲裁廷に提出することができる。仲裁廷は、すべての意見を考慮し、60日の意見期間の満了後45日以内に、決定又は裁定を発しなければならない。

11. 投資家と国との間の紛争解決の仲裁廷が言い渡した裁定を再審理するための上訴メカニズムが、他の制度的取決めに基づき将来開発される場合、締約国は、第9.28条に基づき言い渡された裁定が当該上訴メカニズムの対象となるかどうかを考慮しなければならない。締約国は、採用を考えている当該いずれの上訴メカニズムも第9.23条（仲裁手続きの透明性）に定める透明性条項に類似する手続の透明性を提供することを確保するように努めなければならない。

**第9.23条　仲裁手続の透明性**

1. 第2項及び第4項に従い、被申立人は、次の文書を受領した後、遅滞なく紛争外締約国に送付し、公表しなければならない。

(a) 申立の通知書

(b) 仲裁通知書

(c) 紛争当事者が提出した訴答書面、記録及び摘要書及び第9.22.2条（仲裁の実施）及び第9.22.3条及び第9.27条（請求の併合）に従い提出された書面

(d) 可能な場合は、仲裁廷の審問の記録又は写本、及び、

(e) 仲裁廷の命令、裁定及び決定

2. 仲裁廷は、公開の審問を実施し、紛争当事者と協議し、適切な取決めを決定しなければならない。紛争当事者が保護された情報として、又はその他第3項に従って指定された審問における情報を利用しようとする場合、仲裁廷にその旨を忠告しなければならない。仲裁廷は、当該情報の討議の間、審問を打ち切るなど、当該情報を開示から守るために適切な手配をしなければならない。

3. 第4(d)項を含めて本節のいずれも、審問等の仲裁手続中又はその後において、保護情報を公に公表し、開示し、又は第29.2条（安全保障のための例外）又は第29.6条（情報の開示）に従い、保有している情報を提供し、又は当該情報へのアクセスを許容することを、被申立人に対し要請するものではない。[[3]](#footnote-3)

4. 仲裁廷に付託されたいかなる保護情報も、次の手続きに従い、開示から保護されるものとする。

(a) 保護情報を提供した紛争当事者が第(b)号に従って明瞭に指定した場合、紛争当事者又は仲裁廷のいずれも第(d)号に従い、いかなる保護情報も紛争外締約国又は公に開示してはならない。

(b) 特定の情報が保護情報を構成すると主張する紛争当事者が、仲裁廷が定めた計画に従って、当該情報を明瞭に指定しなければならない。

(c) 紛争当事者は、仲裁廷が定めた計画に従い、保護情報を含まない当該文書の改定版を提出しなければならない。当該改訂版のみが、第1項に従い、開示されるものとする。

(d) 仲裁廷は、第3項に従って、保護情報であると主張された情報の指定に関する異議を決定しなければならない。仲裁廷が、当該情報が正確に指定されていないと決定した場合、当該情報を提出した紛争当事者は、次の行為を行うことができる。

(ⅰ) 当該情報を含む提出物の全部又は一部を取り下げること、又は、

(ⅱ) 仲裁廷の決定及び第(c)号に従い、訂正された指定のある文書の完全な改訂版の再提出に同意すること。

いずれの場合も、他の紛争当事者は、必要な場合はいつでも、第(d)(ⅰ)号に基づいて最初に当該情報を提出した紛争当事者により取り下げられた情報を取り下げるか、最初に当該情報を提出した紛争当事者の第(d)(ⅱ)号に基づく指定に合致した情報の再指定を行った文書の完全な改訂版を再提出しなければならない。

5. 本節のいずれも、法律により開示を要求される公共情報を差し控えることを被申立人に対し要請するものではない。被申立人は、保護情報として指定された情報を開示からの保護に応じた態様で、当該法律を適用するように努めなければならない。

**第9.24条　準拠法**

1. 第3項に従い、請求が、第9.18.1(a)(ⅰ)(A)条（請求の仲裁への付託）又は、第9.18.1(b)(ⅰ)(A)条に基づき付託された場合、仲裁廷は、本協定及び国際法の適用規則に従い、紛争の問題点を決定しなければならない。[[4]](#footnote-4)

2. 第3項及び本節の他の条項に従い、請求が、第9.18.1(a)(ⅰ)(B)条(請求の仲裁への付託)、第9.18.1(a)(ⅰ)(C)条、第9.18.1(b)(ⅰ)(B)条、又は第9.18.1(b)(ⅰ)(C)条に基づき、請求が付託された場合、仲裁廷は、次の規定を適用しなければならない。

 (a) 関連投資承認に適用される法規則又は関連投資承認に特定される法規則、又は、投資協定、若しくは、紛争当事者が合意するような法規則、又は、

 (b) 関連投資協定において、法規則が特定されていないか、または別段の合意がある場合、

(ⅰ) 法の抵触に関する規則等、被申立人の法律、[[5]](#footnote-5)及び、

(ⅱ)　　 適用可能な国際法の規則

3. 第27.2.2(f)条（TPP委員会の任務）に基づく本協定の条項の解釈に関するTPP委員会の決定は、仲裁廷に対して拘束力を有し、仲裁廷が発するいかなる決定又は裁定も当該決定に矛盾してはならない。

**第9.25条　附属書の解釈**

1. 被申立人が違反であると申し立てられた措置が附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに定める非適合措置の範囲内であるということを抗弁として主張する場合、仲裁廷は、被申立人の要請に基づき、当該問題に関するTPP委員会の解釈を要請しなければならない。TPP委員会は、当該要請の交付から90日以内に、第27.2.2(f)条（TPP委員会の任務）に基づく解釈に関する決定を書面で仲裁廷に提出しなければならない。

2. 第1項に基づいてTPP委員会が発した決定は、仲裁廷に対して拘束力を有し、仲裁廷が発したいかなる決定又は裁定も、当該決定に合致しなければならない。TPP委員会が90日以内に当該決定を発しない場合、仲裁廷は、当該問題を決定しなければならない。

**第9.26条　専門家による報告**

適用される仲裁規則により承認された場合、他の専門家の選任に影響を及ぼすことなく、仲裁廷は、紛争当事者の要請に基づき、又は、紛争当事者が異議を唱えない限りは、自発的に、一人以上の専門家を選任して、紛争当事者が合意する条件に従い、一つの手続きにおいて紛争当事者が提起した科学問題に関する事実的問題について、書面で仲裁廷に報告させることができる。

**第9.27条　請求の併合**

1. 二つ以上の請求が第9.18.1条（請求の仲裁への付託）に基づき仲裁に別々に付託され、当該請求が共通の一つの法律上又は事実上の問題を有し、同じ出来事又は状況から生じている場合、いずれの紛争当事者も、第2項から第10項の命令又は条件が及ぶ全ての紛争当事者の合意によって、請求の併合命令を求めることができる。

2. 本条に基づき請求の併合命令を求める紛争当事者は、事務局長及び当該命令を求める全ての紛争当事者に要請書を交付しなければならず、要請書において次の事柄を特定しなければならない。

(a) 当該命令が及ぶ全ての紛争当事者の氏名及び住所

(b) 求める命令の性質、及び、

(c) 当該命令を求める根拠

3. 事務局長が、第2項に基づく要請を受領した日から30日後以内に当該要請が明白に認められないことを見出さない限り、仲裁廷は、本条に基づき設置されるものとする。

4. 当該命令が及ぶ全ての紛争当事者が別段の合意をしない限り、本条に基づき設置された仲裁廷は、3名の仲裁人からなるものとする。

(a) 申立人の同意により選任された1名の仲裁人

(b) 被申立人により選任された1名の仲裁人

(c) 事務局長により選任された議長を務める仲裁人。但し、議長を務める仲裁人は、被申立人又は申立人の締約国の国民ではないものとする。

5. 事務局長が、第2項に基づいてなされた要請書を受領した日から60日後以内に、被申立人又は申立人が第4項に従い、仲裁人を選任しない場合、事務局長は、当該命令が及ぶ全ての紛争当事者の要請に基づき、任意にまだ選任されていない仲裁人を選任しなければならない。

6. 本条に基づいて設置された仲裁廷は、第9.18.1条（請求の仲裁への付託）に基づき仲裁に付託された複数の請求が共通の法律上又は事実上の問題を有しており、同じ出来事又は状況から生じていることを確信した場合、仲裁廷は、請求の公正で有効な解決のために、紛争当事者の審問後、命令により、次の事柄をすることができる。

 (a) 当該請求の全て又は一部に関して管轄を引き受け、まとめて審問し、決定すること。

 (b) 当該請求の一つ以上の管轄を引き受け、審問し決定すること、つまり、他の請求の解決に役立つと考える決定をすること。

 (c) 第9.21条（仲裁人の選定）に基づき従前に設置された仲裁廷に指示して、当該請求の全て又は一部に関し管轄権を引き受け、まとめて審問し決定させること。但し、次の条件を満たすものとする。

(ⅰ) 当該仲裁廷は、当該仲裁廷で従前に紛争当事者ではない申立人の要請の基づき、もともとのメンバーで再構成されなければならない。但し、申立人の仲裁人が第4(a)項及び第5項に関して選任された場合を除く。

(ⅱ) 当該仲裁廷は、先の審問が繰り返されているかどうかを決定しなければならない。

7. 仲裁廷が本条に基づき設置された場合、第9.18.1条（請求の仲裁への付託）に基づき、請求を仲裁に付託し、第2項に基づく要請で名前を挙げられなかった申立人は、第6項に基づく命令に含まれるということを仲裁廷に書面で要請することができる。当該要請書は、次の事柄を特定しなければならない。

(a) 申立人の氏名及び住所

　　 (b) 求められている命令の性質、及び、

 (c) 当該命令で求められる根拠

申立人は、その要請書の写しを事務局長に交付しなければならない。

8. 本条で設置された仲裁廷は、本節で変更された場合を除いて、UNCITRAL仲裁規則に従い、手続きを実施しなければならない。

9. 第9.21条（仲裁人の選定）に基づき設置された仲裁廷は、一つの請求又は一つの請求の一部を決定する管轄権を有しないものとし、それに関しては、本条に基づき設置され指示された仲裁廷が管轄を引き受けるものとする。

10. 紛争当事者の申請に関して、本条に基づき設置された仲裁廷は、第6項に基づきその決定を係属させ、第9.21条（仲裁人の選定）に基づいて設置された仲裁廷がすでにその手続きを延期しない限り、当該仲裁廷の手続きを継続するようにに命じることができる。

**第9.28条　裁定**

1. 仲裁廷が最終裁定を行う場合、当該仲裁廷は、別々に又は組み合わせて、次の事柄のみの裁定を行うことができる。

(a) 金銭上の損害賠償及びすべての適用される利益、及び、

(b) 財産の返還。いずれの場合も、裁定は、被申立人が金銭賠償、及び返還の場合は適用される利益を支払うことができることを規定しなければならない。

2. 厳密には、締約国の投資家が第9.18.1(a)条（請求の仲裁への付託）に基づき請求を仲裁に付託する場合、投資家は、締約国の投資家としての能力において負担した損失又は損害に関してのみ回復することができる。

3. 仲裁廷はまた、仲裁手続きに関連して、紛争当事国が負担した費用及び弁護士料を裁定することができ、本節及び適用される仲裁規則に従って、これらの費用及び弁護士料が誰によってどのように支払われるべきかについて決定しなければならない。

4. 厳密には、投資の試みに関して、第A節に基づく義務の違反であると申し立てられた請求のために、裁定が申立人に有利になされた場合、裁定することのできる唯一の損害は、当該投資の試みで被ったと申立人が立証した損害である。但し、申立人は、当該違反が当該損害の主因であることも立証するものとする。仲裁廷が、当該請求が法律上の価値がないと判断した場合、仲裁廷は、被申立人に対して、合理的な費用及び弁護士料を裁定することができる。

5. 第1項に従い、請求が、第9.18.1(b)条（請求の仲裁への付託）に基づいて仲裁に付託され、裁定が企業に有利になされた場合、

(a) 財産の返還の裁定は、返還は企業になされる旨を定めるものとし、

(b) 金銭賠償及びすべての適用される利益の裁定は、全額が企業に支払われる旨を定めるものとし、及び、

(c) いずれの者も、裁定に定める救済に関して適用される国内法に基づいて有することのできるいかなる権利にも影響を及ぼすことなく当該裁定がなされる旨を、当該裁定が定めるものとする。

6. 仲裁廷は、懲罰的損害賠償を裁定してはならない。

7. 仲裁廷によりなされた裁定は、紛争当事者間及び特定の事件に関する場合を除いて、一切の拘束力を有しない。

8. 第8項及び仮の裁定のために適用される審理手続きに従って、紛争当事者は、遅滞なく裁定に従い遵守しなければならない。

9. 紛争当事者は、次の場合まで、最終裁定の実施を求めてはならない。

(a) ICSID協定に基づいてなされた最終裁定の場合、

(ⅰ) 裁定がなされた日から120日が経過し、いずれの紛争当事者も当該裁定の修正又は取消を要請しない場合。

(ⅱ)　　 修正又は取消手続きが完了した場合、及び、

 (b) ICSID追加制度規則、UNCITRAL仲裁規則、又は、第9.18.4(d)条(請求の仲裁への付託）に関して選択された規則に基づく最終裁定の場合、

(ⅰ) 裁定がなされた日から90日が経過し、いずれの紛争当事者も裁定を修正、破棄、又は取り消す手続きを開始しない場合、又は、

(ⅱ)　 裁判所が裁定を修正、破棄又は取り消す申請を却下し、又は認容し、更に上訴されない場合。

10. 各締約国は、自国の領域内での裁定の実施に関して定めなければならない。

11. 被申立人が最終裁定に従わない場合、申立人の締約国による申請書の交付時に、パネルが第28.7条（パネルの設置）に基づき設置されるものとする。要請締約国は、当該手続きにおいて次の事柄を求めることができる。

(a) 最終裁定に従わず遵守しないことが、本協定の義務に矛盾するという決定

(b) 第28.17条（最初の報告）に従い、被申立人が最終裁定に従うという勧告

12. 紛争当事者は、手続きが第11項に基づき更に取られるか否かにかかわらず、ICSID協定、ニューヨーク協定又は米州協定に基づき仲裁裁定の実施を求めることができる。

13. 本節に基づき仲裁に付託された請求は、ニューヨーク協定の第1条及び米州協定の第1条について、商業上の関係又は取引に起因することが考慮される。

**第9.29条　文書の送達**

締約国への通知及びその他の文書の交付は、附属書9-D（第B節に基づく締約国に関する文書の送達）における当該締約国宛ての場所になされるものとする。締約国は、当該附属書に記載されている場所の変更を遅滞なく公表し、他の締約国に通知しなければならない。

1. 本条に基づき、その他の請求を仲裁に付託する申立人の権利に影響を及ぼすことなく、申立人は、第9-H条が及ぶ締約国が、投資承認が付与されたことに基づいて、条件又は要件を強要し投資承認に違反したという請求を、第(a)(ⅰ)(B)号又は第(b)(ⅰ)(B)号に基づいて仲裁に付託してはならない。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 投資承認の場合、本項は、承認が付与された後に交付された文書を含めて、投資承認が紛争当事者のための権利及び義務を形成する範囲でのみ適用されるものとする。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 厳密には、被申立人が、第29.2条（安全保障のための例外）又は第29.6条（情報開示）に従って、保留する情報を仲裁廷に開示することを選択した場合、被申立人は、当該情報を公に開示することを差し控えることができる。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 厳密には、本条項は、事実問題として請求に関連している場合、被申立人の国内法の考慮に影響を及ぼさない。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 「被申立人の法律」とは、適切な裁判管轄を有する国内の裁判所が同じ事件において適用する法律を意味する。厳密には、被申立人の法律には、損害賠償、刑罰などの軽減、利害及び禁反言に関する法律など、投資協定又は投資承認に適用される関連法が含まれる。 [↑](#footnote-ref-5)